一	風力発電設備（次の各号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	二十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
		平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		
二	洋上風力発電設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
三	浮体式洋上風力発電設備（次号に掲げるものを除く。）	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	三十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
四	施行規則第三条第八号イからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間	
		平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	十六円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額		

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。